

市第 126 号議案

庁舎駐車場の指定管理者の指定

次のように庁舎駐車場の指定管理者を指定する。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市庁舎駐車場、横浜市鶴見区総合庁舎駐車場、横浜市神奈川区総合庁舎駐車場、横浜市西区総合庁舎駐車場、横浜市中区庁舎駐車場、横浜市南区総合庁舎駐車場、横浜市港北区総合庁舎駐車場、横浜市緑区総合庁舎駐車場及び横浜市青葉区総合庁舎駐車場	東京都千代田区有楽町2丁目7番1号	タイムズ24株式会社連合体 代表者 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一 社 長	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
横浜市港南区総合庁舎駐車場、横浜市保土ヶ谷区総合庁舎駐車場、横浜市旭区総合庁舎駐車場、横浜市磯子区総合庁舎駐車場、横浜市金沢区総合庁舎駐車場、横浜市都筑区	同	同	同

総合庁舎駐車場 、横浜市栄区庁 舎駐車場及び横 浜市泉区総合庁 舎駐車場			
--	--	--	--

提 案 理 由

横浜市市庁舎駐車場等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

タイムズ24株式会社連合体の構成員

- 1 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号

タイムズ24株式会社

代表取締役社長 西川 光 一

- 2 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号

タイムズサービス株式会社

代表取締役社長 佐々木 賢 一

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）